

いじめによる不登校—つながりの危機と回復—

吉井 健治

(鳴門教育大学大学院心理臨床コース臨床心理学領域)

はじめに

主題の「いじめによる不登校」とは、いじめとして認定され、そのいじめが主たる要因となって発生した不登校を意味している。副題の「つながりの危機」とは、自分と他者との関係、自分と学校・社会との関係、そして自分自身のまとまり（連続性、一貫性、統合性）において重大な問題が起こったことを意味している。ただし、危機にはマイナスの側面だけではなくプラスの側面もある。危機を乗り越えることによって得られることは大きい。人は困難や苦勞を乗り越えることによって人間的に成長する。つまり、危機は、破綻か発展かという分岐点で生じるのである。それゆえ、「つながりの回復」では表面的に元に戻るだけではなく質的な変化としての発展が期待される。

本講演では、いじめの重大事態としての「いじめによる不登校」に焦点を当て、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への貢献を中心において、臨床心理学的視点からの理解と支援について検討する。

1. いじめの重大事態

(1) 重大事態の定義

- ・「いじめ防止対策推進法」(2013年)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」(2013年)
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(改訂, 2014年)
- ・「不登校重大事態に係る調査の指針」(2016年)
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(2017年)

いじめ防止対策推進法第28条第1項 「重大事態への対処」

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記①は自殺等重大事態である。生命被害(死、自殺、自殺未遂など)、身体被害(集団暴行による大けが、自殺未遂による後遺症など)、財産被害(継続的な恐喝、機嫌をとるために金銭を渡すことなど)、精神被害(精神性疾患の発症など)を受けたときである。

上記②は不登校重大事態である。相当の期間とは、いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数が年間30日(目安)に達したときのことである。

※表1～表7は、以下の資料に基づいて作成した。

文部科学省初等中等教育局児童生徒課（2019）平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等
生徒指導上の諸課題に関する調査結果について（2019年10月17日発行）

表1. いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	計
生命心身財産重大事態（注1）	83	124	62	1	270
生命	12	30	12	0	54
身体	18	21	13	1	53
精神	48	61	34	0	143
金品等	5	12	3	0	20
不登校重大事態（注2）	134	205	78	3	420

（注1）第28条第1項第1号

（注2）第28条第1項第2号

（2）いじめによる自殺

鎌田（2007）は、いじめ自殺に至った児童生徒の親12人の証言を集めている。自殺した子どもたちの多くが、いじめられていることを訴えることもなく、突然に自殺という方法を選んでしまった。自殺した子どもたちはどうして助けを求めなかったのかという援助要請の問題、自殺した子どもたちはどうして自殺するしかなかったのかという対処行動の問題が浮かび上がってきた。

表2. 児童生徒の自殺の状況（単位：人）

年度	小学生	中学生	高校生	計
2014	7	54	171	232
2015	4	56	155	215
2016	4	69	172	245
2017	6	84	160	250
2018	5	100	227	332

表3. 自殺した児童生徒の学年別、男女別内訳（単位：人）

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
男	0	0	0	0	0	1	1
女	0	0	0	0	1	3	4
計	0	0	0	0	1	4	5

	中1	中2	中3	計
男	12	17	28	57
女	5	16	22	43
計	17	33	50	100

	高1	高2	高3	高4	計
男	38	38	53	6	135
女	26	32	31	3	92
計	64	70	84	9	227

表4. 自殺した児童生徒が置かれていた状況

	小学生	中学生	高校生	計
①家庭不和	0	8	33	41
②父母等の叱責	0	13	17	30
③学業等不振	0	8	9	17
④進路問題	0	10	18	28
⑤教職員との関係	0	3	2	5
⑥友人関係(いじめ除く)	2	6	8	16
⑦★いじめ	0	3	6	9
⑧病弱等による悲観	0	4	5	9
⑨えん世	0	3	18	21
⑩異性問題	0	8	14	22
⑪精神障害	0	4	20	24
⑫不明	3	60	131	194
その他	0	9	9	18

注) 複数回答可

注) 当該項目は、自殺した児童生徒が置かれていた状況について、自殺の理由に関係なく、学校が事実として把握しているもの以外でも、警察等の関係機関や保護者、他の児童生徒等の情報があれば、該当する項目を全て選択するものとして調査。

注) それぞれの項目については、以下の具体例が参考。(①～⑥、⑧～⑫は省略した。)

⑦いじめの問題：いじめられ、つらい思いをしていた。／保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかと訴えがあった。／自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。

(3) いじめによる不登校

不登校の要因においては、第1位が「家庭に係る状況」(小学校 55.5 %、中学校 30.9 %)、第2位が「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(小学校 21.7 %、中学校 30.1 %)、第3位が「学業の不振」(小学校 15.2 %、中学校 24.0 %)である。一方、「いじめ」の要因は非常に少ない(小学校 0.8 %、中学校 0.6 %)。もしかすると、いじめによる不登校が、友人関係をめぐる問題として認識されカウントされている可能性がある。

表5. 不登校児童生徒数の推移

(単位：人)

年度	小学校(割合)	中学校(割合)	計(割合)
2014	25,864 (0.39)	97,033 (2.76)	122,897 (1.21)
2015	27,583 (0.42)	98,408 (2.83)	125,991 (1.26)
2016	30,448 (0.47)	103,235 (3.01)	133,683 (1.35)
2017	35,032 (0.54)	108,999 (3.25)	144,031 (1.47)
2018	44,841 (0.70)	119,687 (3.65)	164,528 (1.69)

割合 = 不登校児童生徒数 ÷ 全児童生徒数 × 100

表 6 . 不登校の学年別人数 (単位：人)

小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	計
2,296 (5.1)	3,625 (8.1)	5,496 (12.3)	8,089 (18.0)	11,274 (25.1)	14,061 (31.4)	44,841 (100)

中 1	中 2	中 3	計
31,046 (25.9)	43,428 (36.3)	45,213 (37.8)	119,687 (100)

表 7 . 中学校における不登校の要因

学校 家庭 本人に係る要因	分類別 生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況	左記に該当なし
		★いじめ	友人関係を除く問題	いじめをめぐり問題	教職員の関	学業の不振	進学路に係る不安	不適応	部活動等への参加問題		
学校の人間関係	22,374	506	16,559	1,363	2,415	502	1,068	398	1,260	2,822	573
あそび・非行	4,703	4	450	169	1,328	150	56	1,324	119	2,405	369
無気力	35,925	46	4,467	451	12,816	1,830	752	1,229	2,432	13,991	4,911
不安	38,766	91	12,658	801	9,871	3,362	1,063	701	4,182	9,850	4,711
その他	17,919	31	1,861	244	2,257	551	234	391	1,214	7,972	5,477
計	119,687	678 (0.6)	35,995 (30.1)	3,028 (2.5)	28,687 (24.0)	6,395 (5.3)	3,173 (2.7)	4,043 (3.4)	9,207 (7.7)	37,040 (30.9)	16,041 (13.4)

「本人に係る要因」は主たる要因一つを選択する。
 「学校に係る状況」「家庭に係る状況」は複数回答可。

不登校の要因

	不登校の要因	小学校	中学校
第1位	家庭に係る状況	55.5%	30.9%
第2位	いじめを除く友人関係をめぐり問題	21.7%	30.1%
第3位	学業の不振	15.2%	24.0%

いじめの要因は非常に少ない（小学校0.8%，中学校0.6%）。
いじめによる不登校が、友人関係をめぐり問題として認識され、カウントされている可能性がある。

<いじめ被害を受けた児童生徒への学習支援について>

いじめ防止対策推進法附則第2条第2項

政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

<教育機会確保法>

2. いじめの救難信号

救難信号とは、一般的には、自身では対処が難しい問題が発生したときに援助を要請する信号のことである。いじめの重大事態を招いてしまったのは、いじめの救難信号がうまく届いていかなかったからである。以下では、被害者、傍観者、周囲の大人という3つの立場から、その理由を提示する。また、臨床心理学的視点から子どもの救難信号の出し方について説明する。

(1) 被害者の立場

どうして被害者の子どもは「助けて」と言えないのか。本間（2014）は6点を挙げているが、ここでは3点を提示する。

- ①加害者への恐怖……「チクった」ことで、もっとひどいいじめを受けるのではという恐怖心がある。
- ②大人への不信感……教師や親が対応することでむしろ悪い状況になると不安に思う。教師や親への信頼感が不足している。
- ③自分のプライド……いじめられていることを知られるのは恥ずかしい。

(2) 傍観者の立場

どうして他の子どもは見て見ぬふりするのか。大坪（1999）は6点を挙げているが、ここでは3点を提示する。なお、廣岡・吉井（2009）はこうした傍観者が仲裁者になるための研究を行った。

- ①事態の肯定……いじめられて当然。
- ②いじめへの恐怖……自分もいじめられたくない。
- ③事態解決の糸口のなさ……どうしていいかわからない。

(3) 周囲の大人の立場

教師や親はどうしていじめの発生に気づけないのか。田嶋（2014）は4点を挙げているが、ここでは3点を提示する。

- ①否認……「うちの子に限って」、「うちのクラスに限って」などと、自分の家庭やクラ

スでいじめが起こるはずがないと思い込んでいる。

- ②理解不足……いじめを示すサインを見抜けない。子どもの声の調子、表情、雰囲気から子どもの内面や心の叫びを察知するような鋭い直観力や理解力が欠けている。
- ③過小評価……「人は誰でもいじめたり、いじめられたりして成長する」などといったいじめ容認論がある。深刻なことではないと、いじめを過小に評価する。

(4) 子どもの救難信号の出し方：臨床心理学的視点から

①言葉にできない気持ち

子どもにとって、内面に抱えている心の傷を言葉を使って適切に表現することは容易なことではない。気持ちを言葉で表現することが困難な状況には、「抑圧」、「言語化の難しさ」、「自己主張の抑制」の三つのレベルがある（吉井，2017a）。「抑圧」は、自分でも自分の気持ちが分からないので言葉にならない場合である。無意識の中に押し込められている状態のことである。「言語化の難しさ」は、自分の気持ちに気づいているが、どのような言葉で表現すればよいのか難しいと感じている場合である。「自己主張の抑制」は、自分の気持ちを言葉にすることはできるのだが、相手に言いにくいと感じている場合である。

このように、心の傷つきを語らないという現象には三つのレベルがあり、各レベルに対応した支援の方法がある。「抑圧」の場合には、言語化よりも無意識が投影されやすい表現療法的アプローチが効果的である。「言語化の難しさ」の場合には、感情の明確化（曖昧な気持ちに対して具体的な言葉を提供してあげること）が効果的である。「自己主張の抑制」の場合には、警戒心をゆるめて親しみと信頼感をもたせるような関わりが効果的である。子どもは相手がどんな人か分からないと本心を見せにくいので、周囲の者が自己開示をして率直に自分を見せることにより、子どもは心を開いてくれる。

以上のように、子どもが黙ったままではいるのはどのレベルにあるのかを見立て、そのレベルに対応した支援を行うことが必要である。「黙っていたら分からない」などと否定したり急かしたりしてはならない。

②行動化、身体化、精神症状化

言語化することができない気持ちは、行動化（強迫行為、自傷行為、等）、身体化（腹痛、身体の違和感、等）、精神症状化（不安、無気力、等）によって表現される。聞き手は、こうした明確な輪郭をもたない漠然とした気持ちを想像しながら聴いていくことが大切である。子どものこころの中で流動する感覚や感情を大事にしながら、＜それはもしかするとこういう意味だろうか＞などと子どもが言葉にしていくための支援を行うことである。こうして子どもの気持ちが言語化の道をたどることによって、行動化、身体化、精神症状化は軽減されていくのである。

3. いじめによる不登校

＜リスク要因について―地震による被害―＞

Aさんの家は、地盤・建物リスクが大きかったので、大地震によって土地が液状化したり建物が全壊するという重大な被害があった。他方、近くにあるBさんの家は、地盤・建物リスク要因が小さかったので、家の中で物が散乱しただけで、大きな被害はなかった。このように、地盤・建物リスク要因によって被害状況は異なる。ただし、地震規模が非常に大きかった場合には、リスク要因の大小にかかわらず、重大な被害を受けることもある。

不登校の原因は一つではない―多様なリスク要因―

BINGO				
1-15	16-30	31-45	46-60	61-75
7	23	38	60	66
8	30	34	46	73
13	24	FREE	56	63
5	21	32	57	69
3	28	33	50	62

- ▶ 右端・タテの列（リスク要因）が並んだ。
- ▶ 多数のリスク要因によって不登校が起こった。
- …【66】 生得的特質の要因…（例）過敏な気質
- …【73】 家族関係の要因…（例）過保護
- …【63】 性格の要因…（例）忍耐力の不足
- …【69】 友人関係の要因…（例）友人がいない
- …【62】 環境変化の要因…中学校に入学した

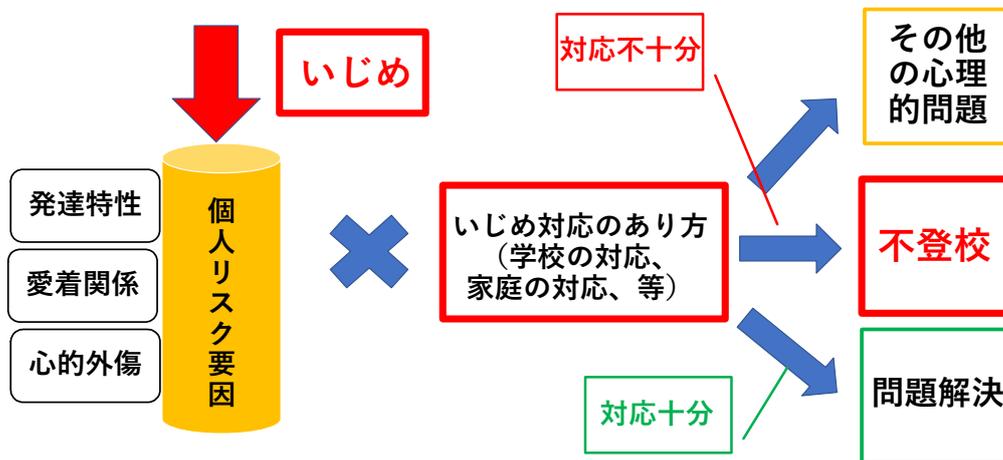
個人リスク要因―重要な3つの要因―

個人リスク要因	説明	例
発達特性	子ども自身が生得的にもっている性質。	（例）こだわりの強さ、衝動性、過敏性、対人コミュニケーションの難しさ、等。
愛着関係	家族関係や家庭環境の影響を受けて獲得された子どもの心理的な性質。	（例）虐待、夫婦の不仲、親のうつ病により、子どもが不安、抑うつをもつこと。
心的外傷	現実の出来事によって経験された心の傷つき。	（例）自身の病気・事故、家族の病気・事故・死亡、友人関係のトラブル。

3つの個人リスク要因の組合せ

個人リスク要因	タイプ 1	タイプ 2	タイプ 3	タイプ 4	タイプ 5	タイプ 6	タイプ 7
発達特性	●	●	●		●		
愛着関係	●	●		●		●	
心的外傷	●		●	●			●
	3要因	2要因	2要因	2要因	1要因	1要因	1要因

「いじめによる不登校」が起こるメカニズム



「いじめによる不登校」の発生には、個人リスク要因（発達特性、愛着関係、心的外傷）と、いじめ対応（学校の対応、家庭の対応、等）のあり方が関係している。以下では、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんの例を示す。

なお、「一次的傷つき」とは、いじめ自体による心理的傷つきのことである。「二次的傷つき」とは、いじめによって傷ついた気持ち（苦しみ、悲しみ、怒り、恥ずかしさ、等）を周囲の者に分かってもらえなかったことで生じる心理的傷つきのことである。

【Aさん】

個人リスク要因は小さかった。いじめによって辛い思いをした（一次的傷つき）。その後、いじめ対応は十分だったので、いじめ問題は解決した。

【Bさん】

個人リスク要因は小さかった。いじめによって辛い思いをした（一次的傷つき）。その後、いじめ対応が不足したので、大きなダメージを抱えた（二次的傷つき）。

【Cさん】

個人リスク要因は大きかった。いじめによって大きなダメージを受けた（重大な一次的傷つき）。その後、いじめ対応は十分だったので、ある程度は解決したように見えた。しかし、大きなダメージを抱えたので、心理的回復には長期間（数カ月）の特別の配慮が必要となった。

【Dさん】

個人リスク要因は大きかった。いじめによって大きなダメージを受けた（重大な一次的傷つき）。その後、いじめ対応が不足したので、さらに大きなダメージとなった（重大な二次的傷つき）。そのため心理的回復には、長期間（数カ月～数年）の特別の配慮が必要となった。

4. いじめによる心理的傷つき

いじめによって傷ついた気持ちを理解することが何よりも重要である。学校の立場、教師の立場などを意識しすぎると、いじめ被害者の気持ちを聴けなくなってしまう。いじめ被害者が求めているのは、「この苦しみ、悲しみ、怒りを分かってほしい」ということである。いじめによって、心はどのように傷ついているのだろうか。

（1）PTSD（日本トラウマティック・ストレス学会より）

・米国精神医学会診断統計マニュアル第5版（DSM-5）の基準によれば、PTSD（心的外傷後ストレス障害 Post-Traumatic Stress Disorder）とは、実際にまたは危うく死ぬ、深刻な怪我を負う、性的暴力など、精神的衝撃を受けるトラウマ（心的外傷）体験に晒されたことで生じる、特徴的なストレス症状群のことをさす。

・出来事の例としては、災害、暴力、深刻な性被害、重度事故、戦闘、虐待などが挙げられる。そのような出来事に他人が巻き込まれたのを目撃することや、家族や親しい者が巻き込まれたのを知ることでもトラウマ体験となる。また災害救援者の体験もトラウマとなる

ことがある。

・ PTSD の主な症状と診断

- ①侵入症状……トラウマとなった出来事に関する不快で苦痛な記憶が突然蘇ってきたり、悪夢として反復される。また思い出したときに気持ちが動揺したり、身体生理的反応（動悸や発汗）を伴う。
- ②回避症状……出来事に関して思い出したり考えたりすることを極力避けようしたり、思い出させる人物、事物、状況や会話を回避する。
- ③認知と気分の陰性の変化……否定的な認知、興味や関心の喪失、周囲との疎隔感や孤立感を感じ、陽性の感情（幸福、愛情など）がもてなくなる。
- ④覚醒度と反応性の著しい変化……いらいら感、無謀または自己破壊的行動、過剰な警戒心、ちょっとした刺激にもひどくビクッとするような驚愕反応、集中困難、睡眠障害がみられる。

・上記の症状が1ヵ月以上持続し、それにより顕著な苦痛感や、社会生活や日常生活の機能に支障をきたしている場合、医学的に PTSD と診断される。

・なお外傷的出来事から4週間以内の場合には別に「急性ストレス障害 Acute Stress Disorder: ASD」の基準が設けられており、PTSD とは区別されている。

（2）「孤立化」、「無力化」、「透明化」の3段階

・中井（2016）は、いじめが進んでいく段階を「孤立化」、「無力化」、「透明化」の3段階に分けている。

- ①「孤立化」の段階……加害者はいじめのターゲット（被害者）を決め、その人がいじめられる理由があることを周囲に知らせる。被害者自身も「自分はいじめられてもしかたない」という気持ちにさせられる。被害者は緊張状態（ぴりぴり、おどおど）が続いて体調が崩れていき、そして孤立状態に陥る。
- ②「無力化」の段階……加害者は被害者に「反撃は一切無効だ」と教え、被害者を観念させる。被害者が反撃にできれば過剰な暴力で罰し、誰も味方にならないことを繰り返し味わわせる。「大人に話すことは卑怯だ」と加害者側の価値観で被害者を教育する。このように被害者は飼いならされる。
- ③「透明化」の段階……いじめはだんだん透明化して、まわりの眼に見えなくなっていく。いじめがそこで行われていても、なにか風景の一部にしか見えなくなる。選択的非注意といって、自分が見たくないものを見ないでおくようにする心のメカニズムである。被害者は孤立無援で、反撃も脱出もできない無力な自分がほとんど嫌になり、自分の誇りを失っていく。被害者は、「その日ひどくいじめられなければいいや」と思うようになる。加害者の表情やしぐさに敏感になり、加害者のきげんを伺うようになって、加害者に隷属していく。被害者は、大人の前で加害者と仲良しであることをアピールしたり、楽しそうに遊んでみせたりする。金銭の搾取が行われることがある。被害者はお金をつくるために、家から盗み出したりなどするが、これは自尊心の喪失であり、家族への裏切りだと感じる。

(3) 臨床心理学的視点からみた心理的傷つき

<いじめの長期的影響：私（吉井）の臨床経験からのエピソード>

- ① 1年前にいじめを受け、加害者を見ただけで恐怖を感じる小学生
- ② 1年前にいじめを受け、また誰からか何かされるのではと脅える小学生
- ③ 小学校時代にいじめを受け、被害的になっている不登校の中学生
- ④ 中学時代にいじめを受け、大学進学に際して来談した通信制高校の生徒
- ⑤ 中学時代にいじめを受けた経験を涙ながらに語った中学校教師

<斎藤環（筑波大学教授）>

- ・ いじめ後遺症とは、いじめられた経験が心の傷になり、人と関わることに恐怖、不安感を抱くこと。
- ・ 特に同世代の人に強い恐怖感を覚え、人付き合いが苦手で、職場にもなじめず生きづらさを覚えている。
- ・ いじめを受けて10年、20年たってから病院を受診してくる人もいる。
- ・ いじめが起きた時、親も学校も適切な対策をとらず、卒業すればそれで終わりと考えがちだが、当事者はいつまでたっても癒えない生傷を心に抱え続けている。

5. 心の癒しと成長

(1) いじめ被害者への心理的支援

いじめ被害者への心理的支援には二つの側面がある。「心のケア」（心の癒しを促すアプローチ）と「心の栄養補給」（心の成長を促すアプローチ）である。たとえば、心のケアは消臭剤であり、心の栄養補給は芳香剤である。

消臭剤……悪臭のもとになる成分を化学的に分解・中和して、悪臭を消す薬剤。消臭剤は、すべての悪臭を消し去るわけではない。消臭剤は特定の匂いの成分だけを消すため、芳香剤と併用しても良い香りが消されてしまうことはない。

芳香剤……良い香りを放つ効果のある薬剤。芳香とは花の香りやアロマなどのいい香りを出すもの。芳香剤に消臭成分は含まれていない。

ところで、心の中には悪玉（マイナス面）と善玉（プラス面）がある。悪玉が優位になると、心の全体はマイナス面が強くなり、不適応状態になる。こうした状態を改善するためには、悪玉を小さく、善玉を大きくすればよい。そこで、心のケア（消臭）と心の栄養補給（芳香）を行うのである。

悪玉を小さくするための心のケア（消臭）は、ゆっくりと進行する性質がある。他方、善玉を大きくするための心の栄養補給（芳香）は、比較的早く進行する性質がある。教師やカウンセラーは、こうした心のケア（消臭）と心の栄養補給（芳香）の両方をバランス良く用いながら心理的支援を行う。

<心の栄養とは— Kohut,H.の自己心理学をもとに—>

○鏡映自己対象…自分の良さを映し返してくれる他者。 →「自信」

(例) 自分が頑張ってる姿をよく見てくれて、「毎日よくやっていますね。お疲れさま」と、ねぎらいの言葉をかけてくれる。

○理想化自己対象……目標をもたせてくれる他者。 →「希望」

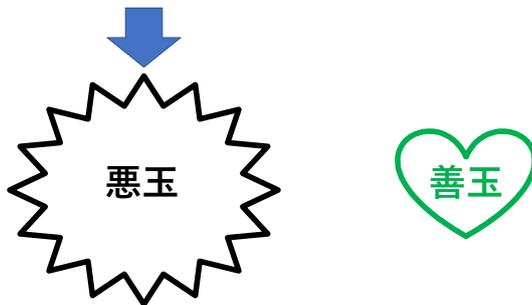
(例) 自分がこうなりたいと思えるような目標を示してくれて、やる気や希望をもたせてくれる。

○分身自己対象……同じ気持ちや考えを共有してくれる他者。 →「仲間」

(例) 自分の気持ちは他の人には分かってもらえないと思っていたが、自分と似ている気持ちをもつ人と出会って、自分はひとりぼっちではないと感じた。

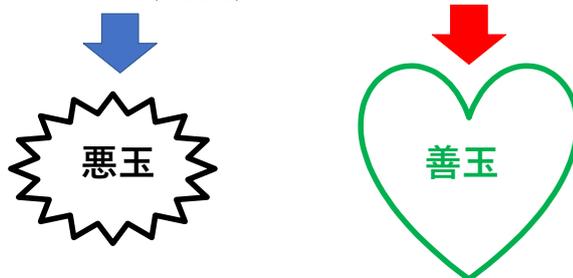
心のケアはゆっくりと進行する。
消臭によって悪玉が小さくなるには時間がかかる。

心のケア (消臭)



心の栄養補給は比較的早く進行する。
芳香によって善玉は短期間で大きくなる。
心のケア (消臭) と心の栄養補給 (芳香) の両方が必要。

心のケア (消臭) 心の栄養補給 (芳香)



(2) 保護者への心理的支援

- ①親の心の傷つきと怒りを理解すること
- ②説明よりも理解を重視した対応

(3) カウンセラーの役割

- ①いじめ被害者の絶対的な理解者となること
- ②つながりの回復を促進すること

(4) 学校・教師の役割

- ①いじめの重大事態としての理解と対応
- ②いじめ被害者への理解と対応
- ③加害者への対応
- ④学級・学校における対応
- ⑤予防的対応

< 斎藤環（筑波大学教授） >

- ・いじめ後遺症を防ぐには、謝罪，処罰，納得，が必要だ。
- ・いじめが起きた直後，加害者は被害者にきちんと謝罪することが大切だ。
- ・謝罪すればそれで済んだと思いがちだが，それだけでは不十分だ。加害者がなぜいじめをしているのかという背景を踏まえつつ，「配慮のある処罰」を与える。加害者の親は子どもがなぜいじめたのかといった背景に気づくことが大切。その上で，罰をきちんと受けさせる。今後，ルールに基づく明快な処罰を検討する必要がある。
- ・いじめが起き，その直後に加害者にきちんとした罰が与えられると被害者の多くは納得する。謝罪も処罰もなく，うやむやにするからこじれる。

(5) 不登校と関わる十二の技

吉井（2017b）の「不登校と関わる十二の技」の中からいじめによる不登校への理解と対応において重要と思われる5点を提示する。

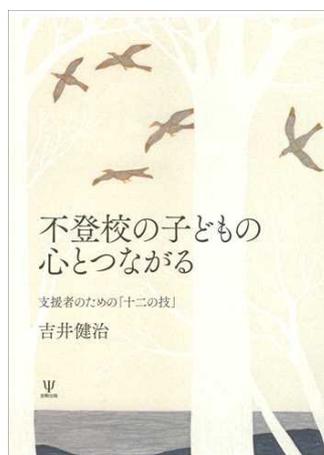
- ①「技5. なかまと交流し，孤独感にのみ込まれない」
- ②「技6. 温めながら，できるところまで少しずつ動かす」
- ③「技8. 子どものこころの傷を受け取る：キャッチハート」
- ④「技9. 登校刺激は見守りながら適時適量で与える」
- ⑤「技10. つながりを絶やさないうで，手助けできる機会を待つ」

おわりに

- ・唯識論の「種子」という概念では、いじめの種は誰にでもある、種が育つ条件が問題であると考えられている。
- ・人間の「うらみ」「ねたみ」という感情が、「いやし」「ゆるし」に変わってほしいと願う。
- ・いじめ問題に関わる学校関係者等のセルフケアとラインケアも大事なこととして考えていきたい。
- ・人生の「危機」を乗り越えて、確かな「つながり」を形成していくことを願っている。

文献

- 廣岡千恵・吉井健治（2009）いじめの傍観者に関する研究：傍観者が仲裁者になるためには 生徒指導学研究，8，47-56.
- 本間友巳（2014）いじめへの理解とスクールカウンセラーの役割 村山正治・福田憲明編 子どもの心と学校臨床：特集いじめへの対応と予防，11，46-53 遠見書房
- 鎌田慧（2007）いじめ自殺：12人の親の証言 岩波現代文庫
- 中井久夫（2016）いじめのある世界に生きる君たちへ：いじめられっ子だった精神科医の贈る言葉 中央公論新社
- 大坪治彦（1999）いじめ傍観者の援助抑制要因の検討 鹿児島大学教育学部研究紀要 教育科学編，50，245-256.
- 田嶋誠一（2014）学校のいじめ，施設の暴力，それがつきつけているもの 村山正治・福田憲明編 子どもの心と学校臨床：特集いじめへの対応と予防，11，19-45 遠見書房
- 吉井健治（2017a）心を開かない子どもをどう受けとめるか 児童心理，71(14)，1228-1232.
- 吉井健治（2017b）不登校の子ども心とつながる：支援者のための「十二の技」 金剛出版



金剛出版
2017年